

# “自然と調和した 魅力ある商店街づくり”

## 『植栽活動』を 応援します!



阿蘇市内で魅力ある商店街づくりに取り組むグループ（商工会、TMO、商店街等の振興を目的とした団体）が行う商店街の振興につながる植栽活動を応援します。

### ●活動の視点

- ◎商店街の発展につながる街並み景観づくり
- ◎お客様が商店街を周遊、回遊したくなる景観づくり
- ◎商店街を歩くことで、季節の移り変わりや時間を楽しむことができる景観づくり

### ●補助の要件

単発の事業ではなく、商店街をどのように修景していくかというコンセプトを明確にし、その事業計画に沿って商店街の沿道等に樹木等を植栽する事業。

(例) 魅力ある商店街づくりを実現できる道路及び土地に植栽

※補助対象となる経費は、種子、苗木、樹木代や肥料代等は全額補助。

燃料費・機械借上げ料は2/3以内で補助。  
ただし、人件費や食糧費は対象外とします。

### ●補助金の申請

補助金を希望する場合は、市へ申請書の提出が必要です。補助認定の可否については審査のうえ、予算の範囲内で決定後、ご連絡致します。

なお、事前着工に対して補助はできません。植栽等をされる際には、必ず先に申請をされ、決定後に着工してください。

### ●募集期限（一次締切）及び問い合わせ先

☆募集期間：5月31日（月）まで（期間厳守）

☆商工観光課 ☎ 22-3174

## 阿蘇市商店街活性化 (空き店舗対策)事業のお知らせ

空き店舗を利用し、新たに事業を創めようとお考えの方に、家賃の一部を補助します!

阿蘇市内の空き店舗を新たな店舗で埋めることで商工業の振興が図られ、商店街の活性化に資することを目的としています。



商店街にある空き店舗を利用し、新たに事業を創めようとお考えの方に、家賃の一部を補助して支援を行います。

### ●補助該当要件

補助を受けられる方は、阿蘇市内の商店街にある空き店舗を賃貸し、本市の特性を考慮した店舗、又は観光面に考慮した店舗を新たに开店される方。

ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- ア. 市税等を滞納している
- イ. 商工会に加入していない
- ウ. 开店後3年を経過している
- エ. 3年以内に事業を終了すると認められる
- オ. その他

### ●補助の内容

補助金の額は、新規开店者が店舗所有者に支払った賃借料（住居分及び消費税を除く）の2分の1の額（千円未満切捨て）で、月額最大50,000円を限度とし、最長3年間とします。

### ●補助金の申請

補助金を希望する場合は、商工会へ申請書の提出が必要です。補助認定の可否については審査のうえ、予算の範囲内で決定後ご連絡致します。

### ●問い合わせ先

☆阿蘇市商工会 ☎ 32-0200

☆商工観光課 ☎ 22-3174